

第2章 すべての行動主体の参画と協働の推進

第1節 協力・連携による取り組みの推進

第1 さわやかな環境づくり地域行動計画の推進

環境基本計画を地域から推進するため、県下6地域の住民、事業者、行政等の参画により策定された「さわやかな環境づくり地域行動計画」に基づく環境保全・創造活動を(財)ひょうご環境創造協会と連携して支援する。

1 県が行う支援

(1) 推進母体の運営

推進母体として設置された「さわやかな環境づくり

地域行動計画推進会議」の運営を支援する。

(2) 推進のための普及啓発

- ・普及版の発行
- ・推進フォーラムの開催

2 (財)ひょうご環境創造協会が行う支援

計画に基づく環境保全創造活動のうちのシンボリックな活動や活動団体の環境保全創造活動に対して助成を行う。

- ・シンボリックな活動（定額補助：上限50万円）
- ・個々の活動（補助率1/2以下：上限30万円）

【計画の概要】

地域	計画名	推進体制	重点的な取組内容
阪 神	阪神アメニティプラン	阪神アメニティ推進会議	○都市の生態系を活かしたまちづくり ○子どもたちを中心にした環境教育の推進
東 播 磨	アクト東播磨21（東播磨環境づくり行動計画）	東播磨環境づくり推進会議	○ごみ減量化大作戦 ○加古川やため池などの水辺を知り、ふれあい、守る運動／クリーンアップ大作戦 ○東播磨生物生育マップの作成
西 播 磨	西播磨地域さわやかな環境づくり地域行動計画	西播磨地域さわやかな環境づくり地域行動計画推進委員会	○環境にやさしい買物運動 ○ごみの減量化・資源化 ○子どもたちを中心とした水生生物調査への支援
但 馬	さわやかな環境づくり但馬地域行動計画	但馬地域さわやかな環境づくり地域行動計画推進委員会	○クリーンな但馬づくり ○住民などが一体となって取り組む水生生物調査 ○ふるさとの自然とのふれあい
丹 波	丹波環境NOW	丹波地域さわやかな環境づくり行動会議	○住民主導型の「丹波の森・257 河川水生生物調査大作戦」の実施
淡 路	淡路地域さわやかな環境づくり地域行動計画	淡路さわやかな環境づくり推進委員会	○アイドリング・ストップ運動 ○生活排水対策の推進 ○廃棄物の減量化・資源化 ○淡路全島一斉清掃の実施

第2 団体などによる環境保全活動の取り組み

1 環境月間の実施

1972年（昭和47年）6月5日から2週間、ストックホルムで国連人間環境会議が開催され、人類とその子孫のため人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標として、その実現の意思を表明するため、「人間環境宣言」が採択された。

この会議において、日本代表は、会議の開催を記念して毎年6月5日からの1週間を「世界環境週間」とすることを提唱し、国連ではこれを受けて「世界環境デー（6月5日）」を定めた。以来、世界各国で、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため諸行事が行われている。

わが国では、昭和48年度から、この日を初日として「環境週間」を設けた。平成3年度からは、従来の週間の幅を拡大して「環境月間（6月）」を設定し、これまで以上に環境問題に対する国民の責務と自覚を促すとともに、将来に向かってよりよい環境を創出するための努力と決意を新たにす契機とするため、各種催し等が全国的に実施されている。

第3-2-1表 平成12年度環境月間の実施行事

行事名	概要	参加人員	期間
普及啓発活動 (1)広報誌等によるPR (2)環境月間の集い （地球と共生・ひょうごの集い2001）	<ul style="list-style-type: none"> ・県広報媒体を通じ、環境月間行事を広報 ・環境保全功労者知事表彰 ・ひょうごエコグッズ大賞（優秀賞）表彰 ・基調講演 「環境にやさしいライフスタイルをめざして」 講師 環境ジャーナリスト 岡島 成行 ・事例発表 こども環境活動支援協会 （榊松下エコテクノロジーセンター） 	約400名	6月5日
(3)自動車公害防止月間	<ul style="list-style-type: none"> ・気候フォーラム気候変動／地球温暖化を防止 ・自動車使用自粛等の呼びかけ（コンピュータサイン） 	—	
(4)公害・環境パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・国道43号騒音等実態調査 ・自動車排出ガス街頭指導等 ・県内の工場・事業場に対し、公害関連施設等の自主点検実施を要請 	—	
(5)移動観測車による道路環境調査	<ul style="list-style-type: none"> ・協定工場の立入検査を実施 ・不法投棄現場の調査 ・主要幹線道路における騒音・振動・大気等の調査 	—	
(6)環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会による海岸沿い、河川、溝、公園、道路周辺の一斉清掃を実施 	—	

さらに、平成5年11月に「環境基本法」が制定され、その中で6月5日を「環境の日」とし、環境の保全に関する関心と理解を深め、環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するように努めることとされた。

なお、県では、平成13年度の環境月間において、環境保全思想の普及と啓発のため、市町、県民、事業者等の協力を得て、「人と自然との共生」をテーマに環境月間の集い（地球と共生・ひょうごの集い2001）をはじめ、公害発生源の総点検運動、公害監視施設などの一般公開、海・川・道路等をきれいにす運動などの各種行事を展開した（第3-2-1表）。

2 ひょうごエコフェスティバル2001の開催

地域の環境づくりや地球環境の保全についての理解と関心を深め、実践活動への参加の契機とするため、幅広い県民が興味を持って参加できるイベントを開催した。

開催日 平成13年10月27日（土）・28日（日）

場所 ・県立明石公園

内容 ・自然環境、リサイクル等をテーマとしたNGO、企業、行政等による環境体験コーナー、グリーンエネルギーメッセ 他

3 水質保全活動

(1) 河川の水質汚濁防止協議会

県下の主要な河川においては、流域の環境保全のため、関係行政機関や各種団体などで水質汚濁防止協議会を構成している。

協議会では、水質事故等緊急時の連絡体制の整備を図っているほか、水質保全や河川愛護の普及啓発のため、一般の方にも参加を呼びかけて河川の清掃や流域のパトロール、水生生物調査等の活動を行っている。

なお、水質汚濁防止協議会の概要は、第3-2-2表のとおりである。

(2) 水生生物調査

川の中にはさまざまな生き物が生息しており、特に川底に住んでいる生き物は、その場所の川の環境を反映

している。

水生生物調査は、指導者のもとで、小中学生や一般の方々のだれもが30種類の指標生物を調べることにより、比較的簡単に水質の状況を判定することができる。

県では毎年、「水環境と人のかかわり合いを知り、人以外の生物のことも考えた環境保全の大切さ」に気づき、行動を起こすきっかけにさせていただくと、県下の小中学生や一般の方を中心に、夏季に調査を実施して、その結果報告の協力を呼びかけている。

また、水生生物調査に関する指導者の養成を目的として、小中学校の教員の方などを対象に水生生物調査指導者講習会を実施している。

なお、平成12年度の調査結果報告の協力団体等は、44団体（述べ1,853名）であり、調査地点数については第3-2-3表のとおりである。

第3-2-2表 水質汚濁防止協議会(平成13年度)

協議会名	設立年月日	構成機関	主な活動内容
神崎川水質汚濁対策連絡協議会	44.4.18	近畿地方整備局、同猪名川工事事務所、県、大阪府、流域市町(県下4市1町)等	①水質自動監視装置による常時監視 ②水質現況解析 ③水質事故訓練 ④水生生物による水質の簡易調査 ⑤水質保全に関する広報活動 ⑥河川美化・河川愛護に関する啓発活動
武庫川流域環境保全協議会	H3.7.30	県、三田市他6市、婦人会、農協、漁協、商工団体、衛生団体	①講演会の開催 ②広報活動(チラシ、立て看板、水質等調査結果の提供) ③生物調査の実施 ④実践活動モデル地区の指定及び助成
加古川水質汚濁防止協議会	47.7.17	近畿地方整備局、同姫路工事事務所、県、流域9市12町、関係団体、企業	①水質事故防災資材の備蓄 ②水質事故情報伝達訓練 ③水質資料・情報の交換 ④水生生物による水質の簡易調査 ⑤河川美化・河川愛護に関する啓発活動 ⑥住民参加による河川敷の清掃
揖保川水質汚濁防止協議会	49.1.17	近畿地方整備局、同姫路工事事務所、県、流域2市8町	①水質事故防災資材の備蓄 ②水質資料・情報の交換 ③水生生物による水質の簡易調査 ④河川管理施設の点検 ⑤河川美化・河川愛護に関する啓発活動 ⑥住民参加による河川敷の清掃
千種川流域環境保全協議会	48.5.10	県、相生市他2市5町、関係団体、企業	①流域巡回パトロール ②住民参加による河川敷の清掃 ③水質保全に関する研修会 ④河川美化・河川愛護に関する啓発活動
円山川を美しくする協議会	48.7.17	近畿地方整備局、同豊岡工事事務所、県、流域1市12町、関係団体	①不法投棄取締り合同パトロール ②住民参加による河川敷の清掃 ③河川愛護モニター活動の推進 ④河川美化・河川愛護に関する啓発活動 ⑤河川美化・河川愛護活動に対する助成 ⑥河川美化愛護活動功労団体等の表彰
但馬西部河川海域環境保全協議会	56.4.20	県、村岡町他5町、関係団体	①河川水質調査 ②河川海域パトロール ③水生生物による水質の簡易調査 ④環境保全に関する講演会の開催 ⑤環境保全優良団体の表彰 ⑥河川美化・河川愛護に関する啓発活動
由良川水質汚濁防止連絡協議会	45.12.9	近畿地方整備局、同福知山工事事務所、県、京都府、流域市町(県下3市町)、関係団体(県下団体は54.より)	①水質現況分析 ②流域巡回パトロール ③水生生物による水質の簡易調査 ④河川管理施設の点検 ⑤河川美化・河川愛護に関する啓発活動 ⑥住民参加による河川敷の清掃

* —— (下線) は、事務局。

第3-2-3表 水質階級調査地点数

水質階級	I	II	III	IV	その他	合計
調査地点数	60	44	32	3	4	143

*水質階級 Iは きれいな水
IIは 少しきたない水
IIIは きたない水
IVは 大変きたない水

(3) 河川環境保全活動の推進

古くから河川は、洪水等を安全に流下させ、水害から生命財産を守ることに加えて、地域への水の供給源として私たちの暮らしを支えてきた。近年は、こうした河川の治水、利水機能に加え、都市化の進展に伴い、残された貴重な自然とのふれあいの一つとしての役割が注目されている。

水と緑のオープンスペースである河川を美しく維持し守っていくために、県民一人ひとりが川を愛する心を持ち、積極的な河川愛護活動への参加を図る「ふるさと桜づつみ回廊」などの河川環境の整備を行うとともに、毎年7月の「河川愛護月間」を中心に河川愛護思想の普及及び河川愛護活動への支援を図っている。

平成11年度の概要は、次のとおりである。

① 河川愛護思想の普及

県内各小学校への「川の本」配布並びに関係各所へのポスター掲示及びちらし配布を行った。

② 河川愛護活動への支援

地元自治会等の河川愛護活動団体に対し、軍手、ゴミ袋等を配布した。

4 大気保全活動

(1) スターウォッチング・ネットワーク（星空継続観察）

星の光は、大気を通過する間に弱められるが、特に大気中のほこりや水滴などは星の光を屈折させたり散乱させたりするので、星の見え方と大気の状態とは深い関係がある。

昭和63年度から、環境庁の呼びかけで、全国で同時に星空を観察することによって、その地域の状況を把握してもらうとともに、大気環境保全に対する関心を深めてもらうことを目的として、一般の住民に年2回（夏、冬）観察目標を設定し（夏：夏の大三角形、冬：すばる星団）、星空を継続的に観察してもらう「スターウォッチング・ネットワーク（星空継続観察）」を実施している。

(2) 光化学スモッグによるアサガオの被害観察

植物は、大気汚染による環境の変化に極めて鋭敏であるため、大気汚染の優れた指標となる。特にアサガ

オは光化学オキシダントに対して敏感な植物の一つであり、光化学スモッグによる被害がアサガオの葉の表面に現れるという特性を利用して、汚染に対するものさし（指標生物）として活用することができる。

平成4年度からアサガオの葉に現れる被害を観察することにより、光化学スモッグをはじめする大気汚染状況及びその改善についての理解の促進を図ることを目的として「生物による大気汚染の観察実践活動事業」を県下の小中学校を対象に募集し実施した。

その結果、平成12年度は光化学スモッグ広報等発令区域内の学校を中心に小学校56校、中学校15校の合計71校（他に自治体等での参加が3団体）の参加があり、これらの学校等で7月の上旬と中旬の2回にわたって、一斉にアサガオの葉に生ずる被害の程度を観察したところ、光化学スモッグによるアサガオへの被害が観察地点のほぼ全域で確認された。

(3) 兵庫県大気環境保全連絡協議会

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等による地球規模の環境問題、窒素酸化物等による地域の環境問題の解決に資するため、県民・事業者・行政が一体となり、相互に協力し行動するとともに、大気環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図ることを目的として、住民団体、工場・事業場、運輸関係、市町及び県等を会員として、平成4年6月に設立された。

地域別研修会の開催、情報誌「あおぞら」の発行、アイドリング・ストップ運動の推進、環境保全に関する情報資料の提供、環境教育用のビデオの貸し出し、県・市町及び関係団体事業に対する協力支援等の活動を展開している。

5 自動車公害防止活動

(1) エコドライブ運動、アイドリング・ストップ運動

窒素酸化物等による大気汚染は、自動車保有台数の増加やディーゼル化・大型化等により、改善の傾向が見られていない。

このため、平成5年11月に策定した「兵庫県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」（以下、「総量削減計画」という）の中で、環境に配慮した自動車の利用についての具体的な行動を「エコドライブ運動」と名付け、県民・事業者・行政が連携し、一体的な実践に取り組んでいる。また、その運動の中でも、特に不必要なアイドリング（駐停車時のエンジンのかけっぱなし）については、平成7年7月に制定した「環境の保全と創造に関する条例」の中で、全国に先駆けて禁止規定・罰則規定が盛り込まれたのを契機として、広く県民・事業者の意識啓発を推進するため、「アイドリング・ストップ

運動」として展開している。なお、アイドリング・ストップ運動は、兵庫県大気環境保全連絡協議会内に設置した、兵庫県アイドリング・ストップ運動推進本部を運動の母体として、運転免許試験場や免許更新センター、県下全自動車運転教習所等に啓発資料を配布するなど、さまざまな啓発活動により県民の意識改革を促すこととしている。

(2) 自動車公害防止月間等キャンペーン活動

平成12年度は、自動車公害防止月間（6月及び11～1月）において、関係機関の相互連携のもとに環境一斉調査、ノーマイカーデーやアイドリング・ストップ運動の普及PR等の事業を実施した。

また、11月、12月、1月の20日を「くるま社会を考える日」として啓発を行うとともに、平成12年10月8日には、西宮市において低公害車の展示・試乗、アイドリング・ストップ運動のパネル展示を中心としたエコドライブフェアを開催した。

6 自然環境保全活動

(1) 自然観察指導者研修会等の開催

自然観察会の指導や運営に携わる指導者の養成と資質向上、交流を目的に、(社)兵庫県自然保護協会と共催で研修会を開催しており、さらに、自然保護活動のリーダーとの情報交換・交流を目的に研修会を開催する。

(2) 情報誌「自然とともに」の発行（年4回）

自然保護に関する行政の情報を提供するとともに、自然保護団体、研究者、指導者の情報等の相互交流を図るため、自然環境に関する情報誌「自然とともに」を発行している。

(3) ナチュラルウォッチャー制度の実施

県民の自然観察活動を促進するとともに、自然環境の保全を県民参加のもとに推進するため、県民から募集・登録を募るナチュラルウォッチャー制度を、(財)ひょうご環境創造協会の協力を得て実施する。

(4) 「県花のじぎくの里」づくり

ノジギクは、兵庫県の瀬戸内海沿岸がその分布の東北限といわれており、昭和29年にNHKが郷土の花を募ったとき、兵庫の花として選ばれて以来、広く県民に親しまれてきている。

姫路市南部の大塩、的形地区を中心に播磨地域臨海部に広く自生していたが、工場や住宅地の造成によってその姿を消しつつある。

そこで、ノジギクを守り育てるため、自生地である瀬戸内海沿岸地域を対象に、昭和62年度から苗の配布、県民による植栽の実施など「のじぎくの里」づくりを推進している。

7 環境にやさしい買物運動等

地球的規模での環境問題の解決が叫ばれる中、平成3年度から、婦人会や消費者団体を中心となって環境にやさしいライフスタイルの創造をめざして自発的な実践活動として実施されている「環境にやさしい買物運動」や地域で展開されている「リサイクル県民運動」等の一層の定着と発展を支援している。

(1) 「環境にやさしい買物運動」

兵庫県連合婦人会、兵庫県消費者団体連絡協議会、神戸市消費者協会の3団体を中心として環境にやさしい商品の評価等を行うため、有識者、業界団体の参画を得て、「環境にやさしい商品評価委員会」を設置し、この委員会を中心に日常的に使用する商品について環境との共生の視点から評価し、公表して企業の社会的責任を促すとともに、自らも主体的な消費者として環境にやさしい商品を率先して購入している。

また、環境にやさしい商品を製造、販売したり、積極的にリサイクルに取り組みむなど、環境に配慮した事業活動を行っている事業者を省資源・省エネルギー月間（毎年2月）に開催する「兵庫県省資源・省エネルギー運動県民大会」で表彰している。

(2) リサイクル県民運動

「さわやかな環境づくり地域行動計画」に基づく環境保全・創造活動の推進母体である「さわやかな環境づくり地域行動計画推進会議」の活動の一環として、空カン・牛乳紙パック、ダンボール等の分別・収集の取り組みや過大・過剰包装追放等の運動を地域の実情に即したリサイクル県民運動として展開している。

(3) 家庭用品修理会実施事業

委託先：兵庫県消費者団体連絡協議会

限られた資源の中で、ものを大切に生かして使うという意識や態度を養い、環境にやさしいライフスタイルを創造していくことが必要である。このため、省資源活動の拡大・定着を目指し、県下6地域において、家庭用品を修理し再利用ができるように修理会を開催している。

第3 (財) ひょうご環境創造協会による取り組み

県民・事業者・行政の参画のもとに環境適合型社会の実現に向けた事業の企画、実施等の運営を継続的に行うために、県内中小企業の公害防止のための検査・分析機関であった「兵庫県環境科学技術センター」（昭和47年設立）を平成8年4月に「ひょうご環境創造協会」として発展的に改組し、県では、環境創造部の運営財源となる環境創造基金の造成を支援するとともに、行政の一員として協会の運営に参画し、協力・連携による事業を積極的に推進している。

また、協会では県民、事業者、市町等の参画を図りながら、次の事業を展開しており、こうした事業活動のための拠点として「ひょうごエコプラザ」が平成9年8月に開設された。

さらに、平成12年4月より「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」としての業務を担当し、県民の地球温暖化防止活動を支援している。

- (1) 実践活動の連携・調整（コーディネート）事業
 - ・県民、事業者及びそれらの団体、行政の連携・交流の推進
 - ・連携、交流拠点の整備
- (2) 環境管理（環境配慮行動）の促進事業
 - ・事業者の環境管理の促進
 - ・県民のライフスタイルの見直しの促進
 - ・環境アドバイザーの登録・派遣
 - ・自主的な環境学習に対する支援
 - ・環境の保全及び創造活動への助成
 - ・顕彰制度
- (3) 情報の収集・提供事業
 - ・環境の保全及び創造活動促進のための情報の提供
 - ・事業者による環境管理情報等の公開の促進
 - ・環境の保全及び創造活動促進のための調査研究
- (4) 環境調査・分析受託事業

第2節 各主体の自発的な取り組みの推進

1 環境率先行動計画の推進

県内の事業主体として大きな位置を占めている県では、率先して事務事業の実施を環境に配慮したものにするため、具体的な目標を定めた「環境率先行動計画（ひょうご・エコアクション・プログラム）」（以下、ステップ1という）を平成10年3月に策定し、これに基づき、平成12年度までの具体的な数値目標を定め、本庁舎に太陽光発電施設を設置するなどの地球温暖化防止に取り組むほか、廃棄物の減量化、水使用量の節減、グリーン調達等、環境負荷の低減等のための取り組みを全庁あげて、積極的かつ計画的に推進してきた。

ステップ1の計画期間は平成13年3月をもって満了したことから、その実施状況や、その間の「地球温暖化対策の推進に関する法律」「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」制定などの動きを踏まえ、新たに「環境率先行動計画（ひょうご・エコアクション・プログラム・ステップ2）」（以下、ステップ2という。）を平成13年3月に策定した。ステップ2では、平成13年度から平成16年度までの4年間を計画期間とし、取り組み対象を学校等を含む県の全機関に拡大したうえで、新たな改善目標を設定している。「事務の実施に当たっての環境配慮事項」

- ① 温室効果ガス排出量の削減
 - ・電気使用量の削減
 - ・庁舎用燃料等の使用量の削減
 - ・公用車燃料使用量の削減
 - ・自然エネルギーの導入
- ② 廃棄物の減量化
 - ・ごみ排出量の削減
 - ・コピー用紙使用量（発注量）の削減
 - ・リサイクルの向上
- ③ 水使用量の節減
- ④ グリーン調達の推進
 - ・公用車への低公害車等の導入
 - ・環境配慮型製品の購入の促進
 - ・再生紙使用の推進
 - ・国際エネルギースターロゴ表示のあるO A機器等（ワープロ、パソコン、プリンター、コピー機、ファクシミリ等）の導入
 - ・県有施設における木材利用の推進
 - ・グリーン配送の推進
- ⑤ 汚染物質等の適正処理及び排出抑制

なお、ステップ1の目標達成状況及びステップ2の目標値は第3-2-4表及び第3-2-5表のとおりである。

第3-2-4表 (参考)環境率先行動計画ステップ1の目標達成状況

(平成13年3月末)				
項目	数値目標		実績数値	目標達成状況
CO2排出量の削減				
CO2排出量	7年度レベルから182tC削減	H7 H12	3,592tC 3,423	目標に及ばず169tCの削減
廃棄物の減量化				
可燃ゴミ排出量	7年度実績から30%以上削減	H7 H12	380t 282	目標に及ばず26%の削減
コピー用紙発注枚数	7年度実績から10%以上削減	H7 H12	156,000 千枚 130,779	目標達成16%の削減
水使用量の節減				
水使用量	7年度実績から10%以上削減	H7 H12	233千㎡ 176	目標達成25%の削減
環境配慮型製品の積極的選択（グリーン調達）				
環境配慮型製品購入費	7年度実績から20%以上向上	H7 H12	64百万円 116	目標達成81%の増加
パージパルプ使用量	7年度実績から20%以上削減	H7 H12	259t 57	目標達成78%の削減
低公害車及び低NOx車の構成比	公用車総数の30%以上導入	H7 H12	14.6% 48.6	目標達成
NOx法対象地域での低公害車構成比	導入対象車種総数の20%以上導入	H7 H12	12.4% 20.6	目標達成

第3-2-5表 (参考2) 環境率先行動計画ステップ2の目標値

(平成16年度までに)

項目	数値目標	
温室効果ガス排出量	10年度比6%以上削減	
廃棄物の減量化	可燃ゴミ排出量	11年度比60%以上削減
	コピー用紙発注枚数	11年度比20%以上削減
水使用量の節減	11年度比16%以上削減	
グリーン調達	公用車に低公害車導入	新規、更新の100%
	紙類の環境配慮型製品購入	対象品目の100%
	文具類の環境配慮型製品購入	対象品目の100%

2 ISO14001の認証取得

環境率先行動計画のより確実な推進を図るとともに、県の活動が環境に配慮したシステムのもとに行われているとの客観的評価を得ることと併せ、県内企業への環境マネジメントシステムの普及や今後の支援策に生かすため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を率先して本庁舎（平成12年10月12日認証取得）、県立公害研究所（平成12年3月28日認証取得）、及び県立工業技術センター（平成12年8月28日認証取得）において取得した。現在その適正な運用を進めており、県の活動に伴う環境負荷の低減に役立っている。

3 事業者の自発的な環境の管理

持続的な発展が可能な社会・経済を構築していくためには、事業者が法令等による規制基準を順守することに止まらず、環境に配慮して行動するための自主的な管理を行い、事業活動による環境への負荷を可能な限り低減することが必要である。

具体的には、環境管理のための計画の作成、環境管理のための責任者の設置、事業活動に伴う環境への負荷の分析・把握・評価、環境監査の実施や監査結果の検証などを実施することにより、環境への負荷の低減に努めていく必要がある。

このため、講演・講習会を開催し、国際標準化機構（ISO）の国際環境規格や環境省が提唱する「環境活動評価プログラム」の普及を進めている。

4 環境保全（公害防止）協定

法令の規制を上回る環境保全対策を事業者が自主的に実施することを求めるため、神戸市域を除き、大規模な事業所が集中して立地している地域において、地元市町の要請に基づき、主要事業所と環境保全（公害防止）協定を締結している。

協定の内容は、大気汚染対策、水質汚濁防止、騒音防止等に関する事項をはじめ、施設の設置や変更の際に事前協議、汚染物質の測定など多岐にわたっている。

平成13年3月末現在、県が当事者となっている協定締結事業所数は第3-2-6表のとおりである。

なお、これ以外にも、市町又は地域住民が同様の趣旨の協定又は覚書等を事業所と締結している。

第3-2-6表 環境保全（公害防止）協定の締結状況

(平成13年3月31日現在)

協定名	最 改 定 年 月 日	事業所数	対 象 基 準	備 考
関西電力(株) 姫路第一発電所 姫路第二発電所	平成3年8月20日	2	大規模発生源	環境保全協定
関西電力(株) 相生発電所	昭和55年3月3日	1	〃	公害防止協定
関西電力(株) 赤穂発電所	昭和60年3月11日	1	〃	環境保全協定
出光興産(株) 兵庫製油所	昭和54年1月10日	1	〃	公害防止協定
新日本製鐵(株) 広畑製鐵所	平成6年4月19日	1	〃	環境保全協定
(株)神戸製鋼所 加古川製鐵所 関西熱化学(株) 加古川工場	昭和51年2月13日	2	〃	公害防止協定
姫路市域	昭和55年3月31日	27	重油使用量 3kl/日	〃
尼崎市域	昭和58年3月23日	42	排出ガス量 10,000N ^m /時 排水量 1,000m ³ /日	〃
明石市域	昭和53年2月23日	20	重油使用量 2kl/日 排水量 500m ³ /日	〃
西宮市域	昭和60年2月25日	8	排出ガス量 10,000N ^m /時 排水量 1,000m ³ /日	環境保全協定
伊丹市域	昭和61年8月6日	14	排出ガス量 10,000N ^m /時 排水量 1,000m ³ /日	〃
加古川市域	昭和52年2月23日	13	重油使用量 3kl/日 排水量 1,000m ³ /日	公害防止協定
赤穂市域	昭和59年6月1日	13	排出ガス量 10,000N ^m /時 排水量 1,000m ³ /日	環境保全協定
高砂市域	昭和52年3月12日	23	重油使用量 3kl/日 排水量 500m ³ /日	公害防止協定
播磨町域	昭和53年3月31日	5	重油使用量 3kl/日 排水量 500m ³ /日	〃
加古川・播磨	昭和53年3月15日	2	重油使用量 3kl/日 排水量 500m ³ /日	〃
明石・播磨	平成元年6月27日	2		環境保全協定
生野鉱山・明延鉱山	昭和48年3月15日	2		公害防止協定
合計	———	179	———	———

第3節 環境学習・環境教育の推進等

県民や事業者が、それぞれの役割に応じ、自発的・積極的に環境の保全と創造に取り組むとともに、互いに協力と連携のもとに環境に適合した社会を形成することを促進するため、県では、環境に関する学習や教育の振興、環境に関する情報の提供や普及啓発に取り組んでいる。

平成10年度において、市町が体系的・総合的な環境教育に取り組む際の指針となる環境教育プログラム（手引き書）を作成・配布し、翌年度から市町担当者に対して説明・研修会を実施しているほか、平成11年度より「エコツーリズムバス運行支援事業」、「こども環境通信員」、「こども環境会議」を実施するなど、全県的な環境教育の推進を図っている。

また、平成13年8月には、自主的に環境保全活動を行っているアジア太平洋地域（7カ国）と日本のこどもたちとの連携と交流を図る「第3回こどもエコクラブアジア太平洋会議」を開催した。

第4節 情報の収集・提供と公開

1 環境情報総合システム

(1) 目的

環境行政を効果的かつ効率的に推進するために、関係する各部局、機関等で環境関連情報を共有し、必要な情報を迅速・的確に入手し、活用できるようにすることが必要不可欠である。

また、社会の構成員すべての参画と協働による環境問題への取り組みを推進するためには、正確かつ適切な情報提供を行い、それぞれの立場で環境問題への理解を深めることが求められる。

このため、平成5年度から平成8年度にかけて、「環境情報総合システム」を整備し、関係各部局・機関のネットワークを構築して、情報の総合的・体系的な収集・管理を推進するとともに、インターネット、CD-ROM等、マルチメディアを利用して県民に情報提供を行うしくみを構築した。

さらに、平成10年度以降は、各サブシステムの更新を行い、最新技術を導入して、一層の効率化・高度化を推進するとともに、提供する情報の質の向上を図っている。

(2) サブシステム

環境情報総合システムは、次の5つのサブシステムで構成されている。

ア 大気汚染常時監視システム

県下各地に設置した測定局から、大気汚染等に關

する測定データを自動的に収集・管理し、光化学スモッグの監視等に活用している。

イ 大気管理システム

大気汚染に関する届出情報、発生源情報等のデータ管理を行う。

ウ 水質管理システム

水質汚濁に関する届出情報、発生源情報等のデータ管理を行う。

エ 環境情報管理システム

関係各部局・関係機関等から、環境関連情報を収集し、インターネット、等を利用して、一般県民に情報提供を行う。

オ 廃棄物管理システム

廃棄物に関する届出情報、発生源情報等のデータ管理を行う。

2 事業者による環境情報の提供、公開

事業者及び県民が事業活動や日常生活において、環境に配慮した行動を実践するためには、事業者がその行動の判断材料となる環境に関する情報を適切に公開することが必要である。

このため、平成7年7月に制定した「環境の保全と創造に関する条例」では、事業者に対して「製品の環境への負荷に関する情報その他の事業活動に係る環境の管理に関する情報を公開するよう努める」ことを求めている。

そこで県では、事業者による自主的公開を先ず制度として定着させることに努め、その過程で特に直接公開請求の必要性の高い情報が出てきた場合に、それをガイドライン（公開請求の基準）として示すなど、段階的に環境情報の公開を推進していく。

第5節 経済的手法の活用（地球環境保全資金融資制度）

工場などにおける各種の事業活動に伴って発生する公害を防止することは、企業自らに課せられた責務である。しかし、資金力、信用力などの弱い中小企業者にとって、公害防止資金を確保することは決して容易ではない。

そこで県では、昭和42年度に公害除去施設等設置資金融資制度及び同資金の利子補給制度を創設した。さらに、昭和61年度からは工場などの緑化事業、平成元年度からは最新規制適合車等購入に対する融資制度を設け、平成11年度からは、省エネルギー又は環境調和型新エネルギー施設・設備の設置資金を対象に加え、名称を地球環境保全資金融資制度と改め、中小企業者が行う公害防止・環境保全対策に対して支援を続けているところである。

平成12年度までの融資実績は、件数で2,207件、金額で208億円に上り、全国的に指折りの工業県であり、しかも、伝統的に素材型産業が多い県下の産業公害を防止する上で大きな役割を果たしている。

平成13年度の県の融資及び利子補給制度の概要は第3-2-7表のとおりである。

また、第3-2-8表は過去5年間の融資実績である。

第3-2-8表 過去5年間の融資実績

(単位：千円)

年 度	8	9	10	11	12
件 数	53	34	26	13	26
金 額	658,877	380,558	308,362	150,215	458,692

第6節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価に関する条例の概要

開発整備事業の実施に際し、環境の保全と創造について適正に配慮が行われるよう、実効性及び透明性を備えた環境影響評価制度として「環境影響評価に関する条例」を平成9年3月26日に制定し、平成10年1月12日から施行している。

この条例の基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 計画の熟度に応じた2段階の審査手続き

開発整備事業は、構想段階から始まり、規模や位置など基本的な諸元の検討、基本計画さらには詳細設計や工事方法の検討など多くのプロセスを経て計画熟度を高めていく。

条例では、より早期の段階の「環境影響評価概要書」の手続き、事業計画の内容がさらに具体化した段階の「環境影響評価準備書」の手続きを設け、計画熟度を高めていく中で、事業を環境保全上より適切なものに誘導することとしている。(第3-2-1図)。

(2) 住民関与の機会の充実

「環境影響評価概要書」や「環境影響評価準備書」を縦覧に供することにより、住民から広く意見を聴き、さまざまな情報を収集し審査に反映することとしている。

また、準備書の段階では、事業者が開催する説明会だけでなく、審査事務局においても公聴会を開催することにより、より公正な手続きとするとともに住民の参画の機会を充実させている。

(3) 調査・予測・評価の充実

ア 公害の防止及び自然環境の保全にとどまらず、健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある美しい環境の創造(環境の保全と創造)に関

する項目も対象としている。

イ 概要書の段階で調査等の項目の絞り込み(スコーピング)を行い、メリハリのきいた調査・予測・評価を行うこととしている。

(4) 事後監視調査

環境影響評価手続きを工事着手までの事前審査のみで終わらせず、その後のアフターフォローとして工事中及び施設の供用開始後の環境監視を義務づけている。環境影響評価準備書や評価書の中には事後監視調査計画を記述させ、環境保全対策が不十分な場合については、さらなる保全対策を要請することとしている。

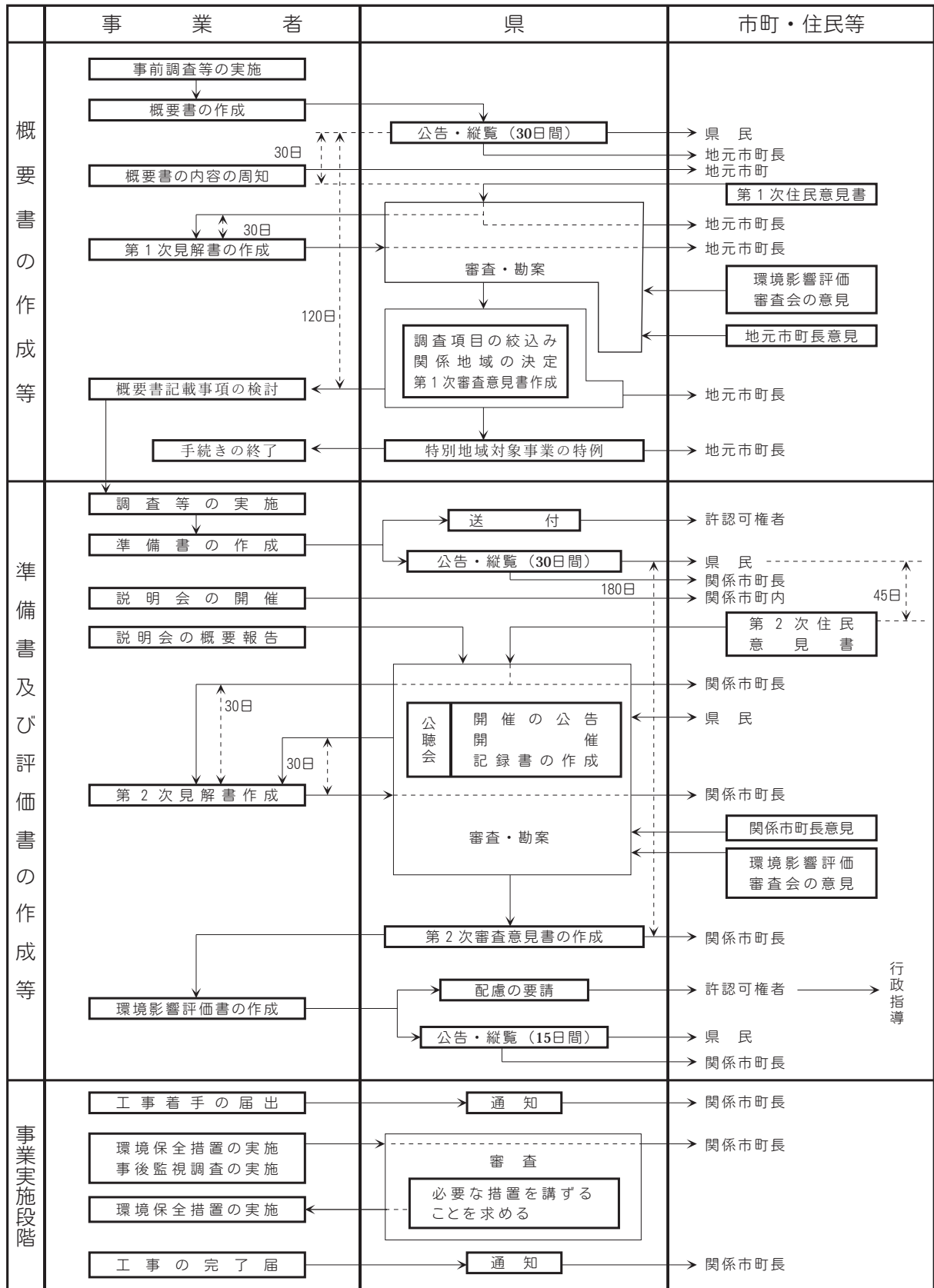
2 環境影響評価の実施状況

平成12年度に環境影響評価手続を行った事案は、次のとおりである。

- ・北近畿豊岡自動車道路(和田山~八鹿)(評価書)
- ・一般国道178号余部道路(評価書)※
- ・東播都市計画道路1.4.1号 東播磨南北道路(評価書)※
- ・尼崎市立クリーンセンター第2工場(準備書)(評価書)※
- ・学園南土地区画整理事業(準備書)(評価書)
- ・西神第2地区新住宅市街地開発事業(変更)(準備書)(評価書)
- ・西神第3地区工業団地造成事業(変更)(準備書)(評価書)
- ・武庫川ダム建設事業(概要書)※
- ・(仮称)猪淵ゴルフ場建設計画(準備書)(評価書)※
- ・南淡バイオファーム開発事業(準備書)※
- ・あわじ石の寝屋緑地(概要書)※

※条例に基づく手続きを示す。

第3-2-1図 環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価手続きフロー図



第3-2-2図 これまで環境影響評価を行った主な事業

